

介護報酬算定構造のイメージ

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、介護報酬の算定構造イメージを作成したものであるが、具体的な内容については今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものである。

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費

- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造



- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

[脚注]

・今回改正部分は、とする。(ただし、療養病床から転換した介護老人保健施設のみ算定可能な部分については、とする。)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	
		移動を行う職員の手配条件等を満たさない場合	利用者の位及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が基準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニット毎における体制が未整備である場合	リハビリテーション機能強化加算	
						認知症ケア加算	
						利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <従来型個室>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	経過的要介護 (556 単位)	+97/100	×70/100	×70/100	+30単位
		要介護1 (732 単位)					
		要介護2 (731 単位)					
		要介護3 (834 単位)					
		要介護4 (888 単位)					
	要介護5 (941 単位)						
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	経過的要介護 (617 単位)					
	要介護1 (831 単位)						
	要介護2 (880 単位)						
	要介護3 (933 単位)						
	要介護4 (987 単位)						
	要介護5 (1,040 単位)						
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <看護病棟から転換・看護職員専任配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	経過的要介護 (00 単位)					
	要介護1 (00 単位)						
	要介護2 (00 単位)						
	要介護3 (00 単位)						
	要介護4 (00 単位)						
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	経過的要介護 (00 単位)						
要介護1 (00 単位)							
要介護2 (00 単位)							
要介護3 (00 単位)							
要介護4 (00 単位)							
要介護5 (00 単位)							
(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <看護病棟から転換・看護士コール体制>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	経過的要介護 (00 単位)					
	要介護1 (00 単位)						
	要介護2 (00 単位)						
	要介護3 (00 単位)						
	要介護4 (00 単位)						
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	経過的要介護 (00 単位)						
要介護1 (00 単位)							
要介護2 (00 単位)							
要介護3 (00 単位)							
要介護4 (00 単位)							
要介護5 (00 単位)							
(2) ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(1) <ユニット型個室>	a ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	経過的要介護 (624 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+30単位
		要介護1 (834 単位)					
		要介護2 (883 単位)					
		要介護3 (936 単位)					
		要介護4 (990 単位)					
	要介護5 (1,043 単位)						
	b ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	経過的要介護 (624 単位)					
	要介護1 (834 単位)						
	要介護2 (883 単位)						
	要介護3 (936 単位)						
	要介護4 (990 単位)						
	要介護5 (1,043 単位)						
	(二) ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(II) <看護病棟から転換・看護職員専任配置>	a ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	経過的要介護 (00 単位)				
		要介護1 (00 単位)					
		要介護2 (00 単位)					
要介護3 (00 単位)							
要介護4 (00 単位)							
b ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)	経過的要介護 (00 単位)						
要介護1 (00 単位)							
要介護2 (00 単位)							
要介護3 (00 単位)							
要介護4 (00 単位)							
要介護5 (00 単位)							
(三) ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(III) <看護病棟から転換・看護士コール体制>	a ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(1)	経過的要介護 (00 単位)					
	要介護1 (00 単位)						
	要介護2 (00 単位)						
	要介護3 (00 単位)						
	要介護4 (00 単位)						
b ユニットの介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)	経過的要介護 (00 単位)						
要介護1 (00 単位)							
要介護2 (00 単位)							
要介護3 (00 単位)							
要介護4 (00 単位)							
要介護5 (00 単位)							
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(760 単位)						片道につき +184単位
注 特定療養費							
注 療養体制維持特別加算							
(4) 栄養管理加算		(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)					
		(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)					
(5) 看護加算		(1日につき 23単位を加算)					
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)					
(7) 緊急時施設管理費		(1) 緊急時施設管理費 (1月に1回3日を限度に、1日につき500単位を算定)					
		(2) 特定治療					

緊急時治療管理と特定治療は、特定療養費と緊急時施設管理費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリ機能強化加算を適用しない。
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注				
		夜勤を行う職員の数に算入しない場合	利用者の数及び入院患者の数を合計して算入する場合は、計費が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が定員に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合	医師の医師確保計画を踏まえて、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット名に記していない場合	施設基準の医師に不足する医師を補充する場合	医師の定数について、患者法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の数に算入しない場合	利用者に対し夜勤を行う場合	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(1) (従来型個室)	経過的要介護 (534 単位)										
		要介護1 (701 単位)										
		要介護2 (811 単位)										
		要介護3 (1,049 単位)										
		要介護4 (1,150 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(2) (従来型個室)	経過的要介護 (618 単位)										
		要介護1 (832 単位)										
		要介護2 (942 単位)										
		要介護3 (1,180 単位)										
		要介護4 (1,281 単位)										
	(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(3) (従来型個室)	経過的要介護 (498 単位)										
		要介護1 (641 単位)										
		要介護2 (750 単位)										
		要介護3 (910 単位)										
		要介護4 (1,066 単位)										
(2) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(1) (従来型個室)	経過的要介護 (479 単位)										
		要介護1 (611 単位)										
		要介護2 (722 単位)										
		要介護3 (873 単位)										
		要介護4 (1,030 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(2) (従来型個室)	経過的要介護 (557 単位)										
		要介護1 (742 単位)										
		要介護2 (853 単位)										
		要介護3 (1,004 単位)										
		要介護4 (1,161 単位)										
	(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1) (ユニット型個室)	経過的要介護 (534 単位)									
			要介護1 (701 単位)									
			要介護2 (811 単位)									
			要介護3 (1,049 単位)									
			要介護4 (1,150 単位)									
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2) (ユニット型個室)		経過的要介護 (618 単位)										
		要介護1 (832 単位)										
		要介護2 (942 単位)										
		要介護3 (1,180 単位)										
		要介護4 (1,281 単位)										
(4) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1) (ユニット型個室)	経過的要介護 (525 単位)									
			要介護1 (635 単位)									
			要介護2 (945 単位)									
			要介護3 (1,183 単位)									
			要介護4 (1,284 単位)									
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(2) (ユニット型個室)	経過的要介護 (625 単位)										
		要介護1 (835 単位)										
		要介護2 (945 単位)										
		要介護3 (1,183 単位)										
		要介護4 (1,284 単位)										
	(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1) (従来型個室)	経過的要介護 (534 単位)									
			要介護1 (701 単位)									
			要介護2 (811 単位)									
			要介護3 (1,049 単位)									
			要介護4 (1,150 単位)									
(二) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(2) (ユニット型個室)		経過的要介護 (618 単位)										
		要介護1 (832 単位)										
		要介護2 (942 単位)										
		要介護3 (1,180 単位)										
		要介護4 (1,281 単位)										
(6) 栄養管理体制加算		(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	経過的要介護 (534 単位)									
			要介護1 (701 単位)									
		(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	経過的要介護 (534 単位)									
			要介護1 (701 単位)									
		(7) 療養加算 (1日につき 23単位を加算)	経過的要介護 (534 単位)									
	要介護1 (701 単位)											
	要介護2 (811 単位)											
	要介護3 (1,049 単位)											
	要介護4 (1,150 単位)											
	(8) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)	経過的要介護 (534 単位)										
		要介護1 (701 単位)										
		要介護2 (811 単位)										
		要介護3 (1,049 単位)										
		要介護4 (1,150 単位)										
	(9) 特定加算	経過的要介護 (534 単位)										
要介護1 (701 単位)												
要介護2 (811 単位)												
要介護3 (1,049 単位)												
要介護4 (1,150 単位)												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜勤勤務等看護加算を適用しない。
 ※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注					
(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所療養病床短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (517 単位)	利用者数及び入院患者数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算 廊下幅が設備基準を満たさない場合	利用者に対して送迎を行う場合				
			要介護1 (682 単位)								
			要介護2 (734 単位)								
			要介護3 (786 単位)								
			要介護4 (837 単位)								
		要介護5 (889 単位)									
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (601 単位)								
			要介護1 (813 単位)								
			要介護2 (865 単位)								
			要介護3 (917 単位)								
	要介護4 (968 単位)										
	(二) 診療所療養病床短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所療養病床短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	経過的要介護 (447 単位)					×70/100	×97/100	診療所療養病床療養環境減算 —60単位 診療所療養病床設備基準減算 —60単位	片道につき +184単位
			要介護1 (592 単位)								
			要介護2 (638 単位)								
			要介護3 (684 単位)								
			要介護4 (730 単位)								
		要介護5 (776 単位)									
		b.診療所療養病床短期入所療養介護費(ii) <多床室>	経過的要介護 (536 単位)								
			要介護1 (723 単位)								
			要介護2 (769 単位)								
要介護3 (815 単位)											
要介護4 (861 単位)											
(2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	経過的要介護 (608 単位)	×97/100								
		要介護1 (816 単位)									
		要介護2 (868 単位)									
		要介護3 (920 単位)									
		要介護4 (971 単位)									
	要介護5 (1,023 単位)										
	(二) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費(II) <ユニット型準個室>	経過的要介護 (608 単位)									
		要介護1 (816 単位)									
		要介護2 (868 単位)									
		要介護3 (920 単位)									
要介護4 (971 単位)											
(3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)			(760 単位)								
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
(5) 療養食加算			(1日につき 23単位を加算)								
(6) 緊急短期入所ネットワーク加算			(1日につき 50単位を加算)								
(7) 特定診療費											

： 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	入所者の数か入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が整備されている場合	リハビリテーションマネジメント加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (702 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1回につき +60単位 (入所日から3月以内、1週間に3回を限度)
		要介護2 (751 単位)							
		要介護3 (804 単位)							
		要介護4 (858 単位)							
		要介護5 (911 単位)							
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (781 単位)							
		要介護2 (830 単位)							
		要介護3 (883 単位)							
		要介護4 (937 単位)							
		要介護5 (990 単位)							
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) <産業病棟から転換・看護アソール体制>	要介護1 (〇〇 単位)							
		要介護2 (〇〇 単位)							
要介護3 (〇〇 単位)									
要介護4 (〇〇 単位)									
要介護5 (〇〇 単位)									
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (784 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき +25単位	1日につき +60単位	1回につき +60単位 (入所日から3月以内、1週間に3回を限度)
		要介護2 (833 単位)							
		要介護3 (886 単位)							
		要介護4 (940 単位)							
		要介護5 (993 単位)							
	(2) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅱ) <産業病棟から転換・看護職員常時配置>	要介護1 (〇〇 単位)							
		要介護2 (〇〇 単位)							
		要介護3 (〇〇 単位)							
		要介護4 (〇〇 単位)							
		要介護5 (〇〇 単位)							
	(3) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅲ) <産業病棟から転換・看護アソール体制>	要介護1 (〇〇 単位)							
		要介護2 (〇〇 単位)							
		要介護3 (〇〇 単位)							
		要介護4 (〇〇 単位)							
		要介護5 (〇〇 単位)							

注 身体拘束防止実態減算 (1日につき 5単位を減算)
注 外泊費用
注 試行的通所サービス費
注 ターミナルケア加算 (1日につき 〇〇単位を加算)
注 特定療養費
注 療養体制維持特別加算
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)
ニ 通所指導 (1) 通所指導指導加算 (2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)
ホ 栄養管理 (1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算) (2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)
ト 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)
チ 経口維持加算(1日につき) (1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位) (2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)
リ 療養費加算 (1日につき 23単位を加算)
ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)
ル 緊急対応 (1) 緊急対応管理 (2) 特定治療

入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定
入所者に対して居室における試行的通所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 入所者及びその家族等に対して通所後の療養上の指導を行った場合
注 通所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
注 居宅介護支援事業者と通所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

※ PT・OTによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーションマネジメント加算、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。
 ※ 小規模介護老人保健施設における介護給付の180日の算定日数上限を撤廃することから、現5の「小規模介護保健施設サービス費」は廃止。